

## 目標一覧

### 3年以内に達成すべき目標（指標）

項目	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例	1件 (平成31年1月)	ゼロ	毎年度
子育て包括支援センターの設置市町村数	29市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和2年度
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和4年度
里親等委託率（千葉県）	27.9% (平成30年度)	32.6%	令和4年度
里親等委託率（千葉市）	30.1% (平成30年度)	38.2%	令和4年度
児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	90.8% (H30.5.1時点)	県全体の高等学校等進学率に近づける	毎年度
児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	25.0% (H30.5.1時点)	増加させる	毎年度
被措置児童等虐待	2件 (平成30年度)	0件	毎年度
児童相談所職員の増員	-	260名程度の増員	令和4年度
児童相談所支援システムの改修	現行システムの見直しを検討	新システムの導入	令和3年度
柏児童相談所の建替	検討中	着手	令和4年度
銚子児童相談所の建替	検討中	着手	令和4年度
一時保護所の定員の増員	115名	171名	令和2年度
一時保護所の保護人数の定員超過の解消	-	定員超過の解消	毎年度

## 中期的（5年程度）に達成すべき目標（指標）

項目	現状	目標	期限
養育支援訪問事業の実施市町村数	35市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和6年度
里親等委託率（千葉県）	27.9% (平成30年度)	34.8%	令和6年度
里親等委託率（千葉市）	30.1% (平成30年度)	43.8%	令和6年度
新たな民間の児童養護施設の設置	-	2施設設置	令和6年度
君津児童相談所の大規模修繕	検討中	着手	令和9年度

## 長期的（計画の終期まで）に達成すべき目標（指標）

項目	現状	目標	期限
子ども相談窓口の設置	一部の子どもを対象に実施	全ての子どもを対象とした窓口の設置	令和 11 年度
児童家庭支援センターの設置数	1 1 か所 (平成 30 年度末)	2 0 か所	令和 11 年度
里親等委託率（千葉県）	2 7. 9 % (平成 30 年度)	4 0. 0 %	令和 11 年度
里親等委託率（千葉市）	3 0. 1 % (平成 30 年度)	5 6. 0 %	令和 11 年度
登録里親数	5 8 6 組 (平成 30 年度)	8 5 2 組	令和 11 年度
ファミリーホームの数	1 8 か所 (平成 30 年度末)	3 3 か所	令和 11 年度
施設の小規模化の実施状況	2 0 施設 (平成 30 年度末)	全施設 (27 施設)	令和 11 年度
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケアの実施数	2 5 か所 (平成 30 年度末)	4 0 か所	令和 11 年度
自立援助ホームの設置数	1 5 か所 (令和元.4.1 時点)	2 0 か所	令和 11 年度
県児童相談所の増設	6 か所	2 か所増設	令和 11 年度
船橋市における児童相談所の設置	設置の意向を表明	設置	令和 11 年度
柏市における児童相談所の設置	設置の意向を表明	設置	令和 11 年度

## 参考資料

### 千葉県子どもを虐待から守る条例

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるといふ事例が跡を絶たず、尊い命を落とすといふ痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

#### 第一章 総 則

##### (目 的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村、県民、保護者等と共に当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定 義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。

以下「法」という。）第二条各号列記以外の部分に規定する児童をいう。

二 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

三 保護者 法第二条各号列記以外の部分に規定する保護者をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉

施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、  
婦人相談員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を  
決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最優先と  
し、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守ることに関する施策及び取組は、子どもの尊厳を重ん  
じ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて実施されな  
なければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっ  
とり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」とい  
う。）を策定し、及び実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市  
町村の施策」という。）及び関係機関等が実施する子どもを虐待から守るこ  
とに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援  
を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。  
以下第二章において同じ。）を発見した場合は、速やかに通告（法第六条第  
一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を  
深めるよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関  
等の取組に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、児童のしつけ及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）  
第三十三条の二第二項又は第四十七条第三項の規定による措置に際して、体  
罰を加えてはならない。

3 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行う者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。  
(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、必要に応じて県及び関係機関等と連携し、市町村の施策の推進に努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 関係機関等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係機関等と連携し、関係機関等の取組の推進に努めるものとする。

(地域における取組)

第九条 地域で生活し、又は活動する者は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守るため、相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む団体等の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、十年ごとに、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもを虐待から守ることに係る目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項その他の虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

イ 計画期間の始期から三年以内に達成すべき指標

ロ 児童虐待死亡事例検証報告（虐待により子どもが死亡した事例又はその疑いがある事例に関し、千葉県社会福祉審議会が知事の諮問に応じて

した答申をいう。)を踏まえた取組

ハ 千葉県子ども虐待対応マニュアル(虐待への対応等に関し知事が定めるマニュアルをいう。)の実践の状況についての評価

ニ 基本計画の進捗状況を管理する方法

- 3 知事は、基本計画の計画期間の始期から五年を経過した後に、当該基本計画の進捗状況その他の虐待に関する状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて基本計画の見直しを行うものとする。  
(啓発活動等)

第十二条 県は、県民に対し、虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、教育機関等において、虐待の防止に関する教育又は啓発活動を推進するものとする。  
3 虐待の防止に関する県民の理解を深めるため、毎年十一月を児童虐待防止推進月間とする。

(公表)

第十三条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況について公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による実施状況をとりまとめるに当たって、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めることができる。

## 第二章 発生予防、早期発見及び早期対応

(虐待の発生予防のための施策及び支援)

第十四条 県は、虐待の発生予防に資するため、子育て家庭への情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、母子保健に関する施策が虐待の発生予防及び早期発見に資することに留意し、市町村が実施する母子保健に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(早期発見のための環境整備)

第十五条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と十分な連携を図るものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもを発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもの家族その他の者にとって相談しやすい環境を整備する

ものとする。

(通告に係る対応等)

第十六条 児童相談所（県が設置するものに限る。）の長（以下「児童相談所長」という。）は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先に行動しなければならない。

2 児童相談所長は、通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項各号列記以外の部分に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

3 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認するものとする。

(通告に係る体制の整備)

第十七条 県は、通告を常時受けることができる体制を整備するものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力要請)

第十八条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、法第八条第二項各号列記以外の部分の規定による安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求



めるものとする。

(情報の共有)

第十九条 県は、通告に係る子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、当該通告に係る市町村及び関係機関等（児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会を構成する者に限る。）と当該子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、及び活用することができる。

### 第三章 援助及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭環境で生活できるようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが保護者となったときに良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な援助を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第二十一条 県は、市町村又は関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、及び再び虐待を行わないよう、当該保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもの保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十三条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設その他施設の確保及び当該施設における家庭的な養育環境の推進並びに里親制度の普及啓発、里親の養成その他の家庭養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするため、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自立支援の充実)

第二十五条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託又は児童養護施設への入所その他の虐待を受けた子どもについて採られた県の措置について、当該県の措置を解除された者が円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

#### 第四章 人材の育成等

(人材の育成)

第二十六条 県は、県、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得並びに心身の健康の保持に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十七条 県は、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(児童相談所を設置する市への支援)

第二十八条 県は、児童相談所を設置しようとする市と緊密な連携を図るとともに、当該市に対して必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、虐待防止施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年十月十八日条例第十五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により定められた計画は、改正後の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により同条第一項に規定する基本計画が定められるまでの間は、同条の規定により定められた同項に規定する基本計画とみなす。

## 用語解説

### 児 童

本計画における児童とは、児童福祉法第4条の定義に従い、18歳未満の者をいいます。

- 乳児：1歳未満
- 幼児：1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 少年：小学校就学の始期から、18歳に達するまでの者

### 子どもの権利

全ての子どもが有する権利であり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとり人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定められています。

### 子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、きめ細やかな支援を行うワンストップ拠点です。母子保健法に基づき、市町村が設置します。

### 乳児家庭全戸訪問事業

市町村が実施する事業で、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、健康状態の確認、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供などを行います。

### 養育支援訪問事業

市町村が実施する事業で、養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭を訪問し、育児に関する相談、支援、指導などを行います。

### 中核地域生活支援センター

制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、市町村等の

バックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を24時間、365日体制で行います。

#### 利用者支援事業

市町村が実施する事業で、養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭を訪問し、育児に関する相談、支援、指導などを行います。

#### 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

#### 主任児童委員

地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員のうち、特定の担当区域を持たず、学校や児童福祉関係機関と連携しながら、子どもや子育て家庭への支援を主に担当します。

#### 子ども家庭総合支援拠点

子育て家庭や妊産婦等を対象に実情の把握や相談対応などから、支援が必要な家庭に対する調査や支援・指導、児童相談所等の関係機関との情報共有や連携などの機能を担う拠点です。児童福祉法に基づき、市町村が設置します。

#### 要保護児童対策地域協議会

虐待等により保護者に監護させることが適当ではない、保護者がいないなど保護や支援が必要な子どもについて、市町村、児童相談所、教育機関、警察、医療機関などの関係機関が、情報交換や支援内容の協議等を行うための組織です。児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置・運営します。

#### スクールカウンセラー

学校の教育相談体制、児童・生徒指導体制の中で、いじめ、暴力、不登校等の問題行動や、発達の問題、精神科領域の問題、家庭環境や親子関係の問題等、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について、児童・生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向けてカウンセリングやアセスメント（情

報収集・見立て)、コンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)等を行う心理の専門性を有した者です。

#### スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。

#### スクールロイヤー

学校において法的側面からのいじめの予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決を図る弁護士です。

#### 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを育てている母子家庭や、母子家庭に準ずる事情のある女性が、生活上の様々な課題のために子育てが十分にできない場合に、子どもと一緒に入所し、自立に向けた支援を受けることができます。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

#### 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

#### 児童家庭支援センター

地域において、子どもやその家庭に関する相談に応じ、専門的な知識や技術に基づく助言や指導を行うとともに、児童相談所や市町村等の関係機関との連絡調整を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

## 里親

虐待、保護者の病気、家庭で適切な養育が受けられないなど、様々な事情により家庭で暮らせない子どもを、一時的あるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く養育していただく方を里親と言います。4つの分類があります。

- 養育里親：子どもにとって必要な期間、養育を行う里親。
- 専門里親：養育里親のうち、虐待等の影響により専門的なケアが必要な子どもの養育を行う里親。
- 養子縁組里親：養子縁組を前提として、子どもを養育する里親。
- 親族里親：両親が子どもを養育できないため、親族が養育者となる里親。

## ファミリーホーム

家庭で暮らせない子どもを養育者自身の家庭に預かる点で里親と同様ですが、最大で5～6名の子どもの委託を受けて養育を行う、里親を大きくした里親型のグループホームです。児童福祉法では、小規模住居型児童養育事業として、定められています。

## 児童養護施設

家庭で暮らせない主に2歳～18歳の子どもを、安定した生活環境のもとで養育を行い、子どもの心身の健やかな成長と自立に向けた支援を行う施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

- 地域小規模児童養護施設：本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で擁護を実施することにより、入所している子どもの社会的自立を促進する施設です。

## 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

## 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の

理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

#### 自立援助ホーム

原則として15歳から20歳の者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業を言います。

#### 普通養子縁組と特別養子縁組

普通養子縁組は、実親と法律上の関係が残る縁組形式です。特別養子縁組とは、子どもの福祉の増進を図るため、養子となるお子さんの実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。特別養子縁組は、養親になることを望むご夫婦の請求に対し、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

#### 養子縁組あっせん事業

18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為を言います。

#### 大舎制・中舎制

大舎制は、1養育単位当たりの定員が20人以上、中舎制は、1養育単位当たりの定員が13人から19人の場合を言います。

#### アセスメント

調査に基づいた評価を行うことを言います。

#### 千葉県児童福祉施設協議会

千葉県内の児童福祉施設が集まって、子ども達が必要とするサービスについ



ての研究や、施設で働く職員のための研修等を行う団体です。

### 千葉県社会福祉審議会

社会福祉法に基づき設置されている県の附属機関です。附属機関とは、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会等の機関であって、学識経験者等の外部の委員その他の構成員により行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査を行うものを言います。

社会福祉審議会には6つの専門分科会及び5つの部会が設置されています。

専門分科会・部会	調査・審議事項
1 民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
2 身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項等
(1) 審査部会	身体障害者の障害程度の認定及び更生医療機関の指定に関する事項等
3 千葉県袖ヶ浦福祉センター 見直し進捗管理委員会	千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗に関する事項
4 老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
5 低所得階層福祉専門分科会	低所得階層福祉に関する事項
6 児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
(1) 母子・里親部会	母子家庭の福祉に関する事項及び里親の認定に関する事項等
(2) 施設部会	保育所の設置認可、児童福祉施設の事業の停止、無認可施設の事業の停止又は閉鎖に関する事項
(3) 児童処遇部会	児童福祉施設への入所措置、一時保護及び親権停止等に関する事項
(4) 社会的養護検討部会	児童虐待の防止及び社会的養護に関する事項

### 千葉県県有建物長寿命化計画

県有建物（庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設）について、

財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え、計画保全への切替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を図ることを目的に策定された計画です。

#### 一時保護所

児童相談所に付属し、保護を必要とする子どもを一時的に預かる場所です。子どものこれからの養育にそなえて、生活状況の把握や生活指導なども行います。

#### 中核市

地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市です。都市の規模や能力に応じた事務配分を進めていく観点から、従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うという地方自治の理念を実現するために創設されました。

#### 児童福祉司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- ・ 必要な調査、社会診断（※）を行うこと

（※）調査により、子どもや保護者等が置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- ・ 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・ 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

#### 児童心理司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- ・ 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと